

議事要旨(5)企業結合専門委員会における検討状況について

逆瀬副委員長及び秋葉主席研究員より、審議資料(5)に基づき、平成19年12月に公表された論点整理における【論点1-1】から【論点2】に関する説明が行われた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ・ 【論点1-1】について、持分プーリング法の廃止はコンバージェンスが主な理由とされており、企業結合会計基準の公表時に持分プーリング法を残した論拠は今なお肯定されるとしているが、IFRS第3号の改定で廃止理由が多く記載されていることから、現在も公表時と同様に考えられるのかも含めて、廃止の理論的な理由を記載するべきとの意見があった。事務局からは、国際的な会計基準でも、共同支配企業の形成の処理等には「持分の結合」の概念が残されている旨の説明があった。
- ・ 【論点1-1】について、国際的な会計基準では、共同支配企業の形成や共通支配下の取引の処理は、企業結合の基準の対象外としていることから、日本も同様に、第三者間の企業結合とは別建てとしてはどうかという意見があった。事務局からは、来年以降に、改定後のIFRS第3号やSFAS第141号(R)とのコンバージェンスを図るSTEP2も計画されていること、IASBでは共通支配下の取引が現在検討されていること等も踏まえ、基準の枠組みは現在の方向性としてほしい旨の回答があった。
- ・ 【論点1-3】の【追加論点】について、「持分の結合」の概念が残されていて、用語は変えるにしても持分プーリング法に準じた処理方法が残る場合、共同支配投資企業における差額を処理しない方法を処理する方法に変更しても矛盾しないのかという意見があった。事務局からは、「持分の結合」という概念は、「投資の継続」の具体的な考え方であり、各当事者の投資について適用されるものであるという見方からは、裏表の関係である必要は必ずしもなく、また、差額の処理は、結合当事企業に事業を移転する企業における投資の継続の処理の範囲内である旨の回答があった。

以 上